

ID: 947

担当部署: 子ども若者部 子ども家庭課

処分の概要	費用の徴収		
法令名称 根拠条項	母子保健法 第21条の4第1項		
法令番号	昭和40年法律第141号		
【基準】 法第21条の4の規定による。 (費用の徴収) 第21条の4 第20条の規定による養育医療の給付に要する費用を支弁した市町村長は、当該措置を受けた者又はその扶養義務者から、その負担能力に応じて、当該措置に要する費用の全部又は一部を徴収することができる。 2 前項の規定による費用の徴収は、徴収されるべき者の居住地又は財産所在地の市町村に嘱託することができる。 3 第1項の規定により徴収される費用を、指定の期限内に納付しない者があるときは、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	令和 8 年 2 月 1 日